

(別添2)

令和5年度支笏湖における受益者負担制度導入に向けた実証実験及び 検討支援業務 仕様書

1. 業務目的

支笏洞爺国立公園支笏湖地域にある支笏湖は全国でも1、2位を競う水質を誇り、札幌圏をはじめとする生活用水の水瓶でもある。国立公園の利用の面からもカヤックやダイビング、観光船による探勝等を目的として多くの利用者が訪れており、その透明さと静謐さは当公園の核心部を担っている。

平成18年2月には、支笏湖全域が、自然公園法に基づく乗入れ規制が行われ、レジャーボートや水上バイク等の動力船が規制されていることから近年は、自然体験活動の流行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により密を避けた活動として動力船に代わり、カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード（SUP）など非動力船の利用や水遊びなど、水辺での活動が活発化している。

それに伴い、水面・水辺利用者のマナー悪化をはじめとしたオーバーユースが危惧されており、利用者の安全な受け入れのため、また支笏湖の静かな佇まいを維持するための方策が地域より求められてきた。

令和元年度、「支笏湖温泉街周辺水辺利用に関するローカルルール（一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会）」が策定されたが、利用の集中が顕著な支笏湖の一部地域に限定されたルールであり、支笏湖全域におけるローカルルールへの発展が求められた。

令和3年度、支笏湖地域の関係者や行政関係者とともに、支笏湖全域の包括的ローカルルール策定に向けた勉強会等を実施し、令和4年4月に一般社団法人国立公園支笏湖運営協議会より支笏湖全域の包括的なローカルルール（以下、『支笏湖ルール』）が発出された。

令和4年度には、官民連携による施設管理と適正利用の推進のため、当該エリアにおける利用状況調査を行うとともに、受益者負担金（協力金）による施設の管理や適正利用にかかる業務の実施体制や協力金使途などについて定めた管理要領の検討を進めてきた。

本業務は、令和6年度より当該エリアにおける官民連携による受益者負担の仕組みを実装することを目的とし、過年度に策定した管理要領（案）に基づく受益者負担金導入の実証実験を行い、課題点の洗い出しと具体的な検討を進め、管理運営者公募資料（案）の策定を行うものである。

2. 業務場所

北海道千歳市（支笏湖）

3. 業務期間

契約締結日から令和5年12月28日までとする。

4. 業務内容

令和6年度以降に別紙1「支笏湖第5駐車場等運営体制図(案)」を一案とした受益者負担の仕組みを運用することを想定し、令和5年度はその運営の仕組みを一定期間試行することで、運営体制その他運営に係る計画等の精度を高めることを目的とし本業務において必要な発注者支援を行う。令和5年度の試行時の実行体制は別紙2「支笏湖第5駐車場等運営体制図(試行)(案)」を参考とし、詳細は都度、支笏洞爺国立公園管理事務所担当官(以下、環境省担当官)と協議のうえ、決定する。対象施設は以下のとおり。これらを第5駐車場等という。

- ・支笏湖第5駐車場及び付帯施設(緑地、植栽、園路、取付道路及びその周辺)
- ・支笏湖舟遊場及び付帯施設(船揚げ場、園路、栈橋及びその周辺)

(1) 実施計画書の作成・打ち合わせの実施

業務着手にあたり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、実施スケジュール等を記載した実施計画書を作成し、環境省担当官の承諾を得ること。

また上記着手時を含めて5回、環境省担当官と業務にかかる打ち合わせを行う。打合せ場所は、支笏洞爺国立公園管理事務所(千歳市支笏湖温泉)を想定する。なお打ち合わせ内容は記録簿に速やかに取りまとめ、5日以内を目安に提出すること。必要に応じて「令和3年度 支笏洞爺国立公園支笏湖地域における湖面適正利用検討調査業務」、「令和4年度支笏洞爺国立公園 支笏湖第5駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務」など、過年度の業務をまとめた資料も参考にする。

(2) 受益者負担の導入に向けた実証実験の準備

別紙2「支笏湖第5駐車場等運営体制図(試行)(案)」を参考とし、詳細は環境省担当官と協議のうえ、実証実験の準備を進める。実証実験の実施にあたって準備する資料は以下A~Iのとおり。なお、Aは環境省が、B~Iは令和6年度以降の受益者負担制度を運用する民間団体が使用する想定で作成すること。

- A. 国有財産(支笏湖第5駐車場)使用ルール(使用許可条件)(案)
- B. 船揚げ場等使用料算定方法(案)
- C. 船揚げ場等使用料収入運用計画(案)
- D. 船揚げ場等使用料決算資料ひな形(案)
- E. 船揚げ場等使用申請書ひな形(案)
- F. 船揚げ場使用許可事務マニュアル(案)
- G. 駐車場及び栈橋利用協力金額(案)
- H. 駐車場及び栈橋利用協力金の徴収と運用の仕組み(案)
- I. 駐車場及び栈橋利用協力金の徴収と運用(周知・広報用)資料(案)

(3) 受益者負担の導入にむけた評価指標の整理

第5駐車場等を試行的に運営する民間団体が行う協力金等の徴収と運用について、効果測定が可能となるよう以下ア~ウの評価指標の整理を行う。

実証実験の内容については、G及びHのうち短期間で実行可能な内容を抜粋して、上記民間団体が実行する。評価指標の整理は主に以下を想定し、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定すること。なお、必要に応じて関係者との意見交換会

等の結果を反映すること。

ア 資源の保全に関する指標

イ 利用環境の維持向上に関する指標

ウ 利用者ニーズへの対応とフィードバックに関する指標

(4) アンケート調査及び利用数カウント調査並びに分析

協力金の徴収期間中、受益者負担金の導入に対する理解・賛同の検証、理解・賛同を得るための条件や協力しやすい徴収方法の抽出、導入による利用形態・意識の変化などの効果測定を目的とし、湖面利用者へのアンケート調査及び非動力船の利用数カウント調査を実施するとともに、結果の取りまとめ、分析を行う。実施にあたっては必要に応じて有識者の助言を参考に行うものとする。

アンケート調査について、協力金の徴収を実施する第5駐車場エリアでは受益者負担の導入への理解・賛同に関して、支笏湖の主な利用拠点であるモラップ野営場、ポロピナイ園地、美笛キャンプ場では第5駐車場エリアの受益者負担の導入の影響に関する調査を、10人日（5日間、1名、2箇所）にて実施を想定する。アンケート内容については、有識者の助言を得るとともに、環境省担当官と協議のうえ、決定するものとする。

利用数カウント調査について、第5駐車場エリアにて実施する協力金徴収の影響評価を目的とし、当エリア及び徴収による顕著な影響が予想されるポロピナイ園地の2箇所について、10人日（5日間、1名、2箇所）にて実施を想定する。

(5) 協力金への理解促進と適正な徴収方法に関する提案

協力金徴収にあたり、利用者の理解を促進する方法の提案を行う。本提案は協力金が自然公園内の利用環境の整備等、利用者へ還元するための取組が主眼にあることの説明を含むものとする。また、利用者の便利を確保し、かつ徴収者の作業効率や作業確実性が十分に担保できる協力金の徴収方法や支払い方法（対面・非対面、現金・電子マネーなど）を提案する。

(6) 受益者負担金導入にむけた実証実験の実施にかかる普及啓発資料の作成及び情報発信

当該エリアにおける受益者負担金の導入にむけた実証実験の実施について、利用者へ効果的な告知や受益者負担の仕組みへの理解促進を目的とした普及啓発資料を作成するとともに、その情報発信を行う。資料について、A4サイズ一枚程度、カラー両面印刷、10,000部程度の印刷を想定する。情報発信について、WEB上で本実証実験の告知や結果報告などを行うことを目的としたランディングページ（HTML等）の作成し、業務期間中の運用を行う。普及啓発資料は環境省担当官及び協力金の徴収を行う者と協議のうえ、作成する。また、普及啓発資料の掲載箇所や方法については環境省担当官と協議のうえ、決定する。

(7) 実証実験の実施にかかる意見交換会等の実施

実証実験の実施前に協力金額や具体的な徴収方法などの説明を行い、実証実験実施後には結果の共有を行うなど、必要な会議を実施する。会議は3回、各回30名程度、会議時間は2～3時間程度を想定する。会場設営資料作成・印刷・配布（30

頁程度、カラー両面印刷、参加者数+10部程度を想定)、議事進行、業務報告、議事録及び議事概要の作成等、事前準備を含めた会議運営に関する一切を行うこと。

会議の内容については、主に以下の項目を想定し、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定すること。

- ・ 1回目：令和5年6月頃を想定
 - ・ 実証実験の目的と想定するアウトプットの説明
 - ・ 実証実験の実行体制を含む実施計画の説明
 - ・ 実証実験における協力金額の設定や具体的な徴収方法や支払い方法の説明
 - ・ 実証実験の実施についての周知内容や方法について確認
 - ・ 徴収した協力金の使途に関する説明
- ・ 2回目：令和5年7月頃を想定
 - ・ 地域住民や地域外事業者などへの実証実験についての説明
- ・ 3回目：令和5年11月頃を想定
 - ・ 実証実験結果の共有・ふりかえり

(8) 報告書等の作成

上記業務実施後、報告書を作成する。報告書作成には(7)で行われた意見交換や(5)のとりまとめ結果等を踏まえ、支笏湖園地(第5駐車場エリア)管理運営者公募資料(特に公募に付す条件を整理すること)、自然公園法当初認可申請書(案)、国有財産使用許可申請書(案)を環境省担当官と協議の上、作成し、添付すること。

(9) 留意事項等

ア 本業務に係る具体的な作業方法等については、環境省担当官と十分な連絡調整を図り実施すること。

イ 安全管理には十分に配慮のうえ事業を実施すること。

ウ 打ち合わせや会議等の実施にあたっては、近年の新型コロナウイルス流行を踏まえ、下記を参考に消毒や定期的な換気を行うなど感染予防に十分な対策を行うこと。

参考：「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(令和5年1月27日付け：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230127.pdf?20230127

5. 成果物

- (1) 報告書5部(A4版 150頁程度)
- (2) 報告書、普及啓発物の電子データを収納した電子媒体(DVD-R等)3式
なお、報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- (3) 提出場所：支笏洞爺国立公園管理事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載がない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従わなければならない。
- (2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め北海道地方環境事務所に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、優れた自然環境を有する国立公園の業務であることから、業務実施に当たってはその保全に十分配慮するものとする。特に希少種の分布状況、生育状況等の情報の取扱には十分注意すること。
- (4) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて、「令和4年度支笏洞爺国立公園 支笏湖第5駐車場エリアにおける受益者負担による支笏湖適正利用検討調査業務」に係る資料を、所定の手続を経て北海道地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ予め連絡の上、訪問日時、閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から提示できない場合がある。

連絡先：北海道地方環境事務所国立公園課（TEL:011-299-1953）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。



